

労務ROAD

□ 中小企業の労働保険事務は労働保険事務組合への加入が便利です！

河 本 社 労 士 事 務 所

(編集担当:伊藤)

〒541-0047 大阪市中央区淡路町 2-4-3 ISOビル7F Tel:06-6228-8555 Fax:06-6228-8556

中小企業の労働保険事務は労働保険事務組合への加入が便利です！

■中小事業主のための制度「労働保険事務組合」とは？

労働保険事務組合とは、事業主の委託を受けて、事業主が行うべき労働保険の事務を処理することについて、厚生労働大臣の許可を受けた中小事業主等の団体のことです。

■労働保険事務組合「葛城経営研究会」会費について

入会費:10,000円

基本月額会費:1,000円+雇用保険加入人数割会費:1,000円~
=2,000円~/月額

※人数によって料金が変わります。



■委託できる業務内容は？

- ① 概算保険料、確定保険料などの申告および納付に関する事務
- ② 保険関係成立届、任意加入の申請、雇用保険の事務所設置届等に関する事務
- ③ 労働保険の特別加入の申請等に関する事務
- ④ 雇用保険の被保険者に関する届出等に関する事務
- ⑤ その他の労働保険についての申請、届出、報告に関する事務

※印紙保険料に関する事務や労災保険、および雇用保険に関する請求等の事務は、法律により労働保険事務組合は行うことができません。

労働保険事務組合に加入するメリット

●事業主様や家族従事者の方も労災保険に特別加入することができ、安心して仕事ができます

労働者災害補償保険(労災保険)は、労働災害を被った労働者やその遺族へ災害補償をするために創設されているものです。したがって、事業主様・家族従事者様・法人の役員様等は保護の対象となっておりません。しかし、労働者と同じように働き、同じような労働災害に襲われる可能性のある中小事業主様等を労働者に準じて保護する制度として、**労働保険事務組合に労働保険事務を委託する事業主様に限り、労災保険に特別加入**していただくことができます。

●労働保険料の分割払いで負担軽減(年3回の分割納付)

労働保険事務組合に加入していただいた中小事業様は、**概算保険料の額に関わらず3分割で納付**できます。

※事務組合に事務委託していない場合は、概算保険料の額が40万円(労災保険または雇用保険のみは20万円)以上でないと分割して納付できません。

●事務の効率化

労働保険の申告・納付等の労働保険事務は、労働保険事務組合が事業主に代わって処理しますので、事業主の手間が省けます。**事業主様が安心して本業に集中できるよう書類作成から届出までのサポートをさせていただきます。**

お問い合わせは、葛城経営研究会(06-6228-8755)へお気軽にどうぞ。